

臨時会における本会議の出席者等について（案）

令和2年4月28日の運営委員会において「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時会等における議会運営」について決定しましたが、緊急事態宣言の延長を踏まえ、臨時会における本会議の出席者等については、以下のとおりとします。

1 議員の出席

- (1) 議員間の間隔を確保するため、出席議員を半数程度に調整する。
- (2) 議席の配置に基づき、出席する議員を43人ずつのA・Bの2グループに分ける。
- (3) 定足数（43人）を安定的に確保するため、交渉会派においては、Aグループが出席する際は、Bグループの中から各会派所属議員数の1割程度（自民4、立国2、公明2、共産1）の議員も出席することとし、Bグループが出席する際も同様とする。
- (4) 発言予定者は、A・Bどちらのグループが出席する場合であっても、自身の登壇のタイミングに合わせて出席する。
- (5) 議員間の間隔を確保することを目的として、空いている席に移動することは妨げない。なお、移動する場合も自席の氏名標は上げたままとする。
- (6) 本会議に出席しない議員は、控室等においてインターネット中継を視聴する。
- (7) 採決及び選挙の際は、A・B両グループとも出席する。

2 当局の出席

- (1) 当局出席者は必要最小限とする。
- (2) 当日の議事の内容を踏まえ、当局出席者を運営委員会で確認する。
- (3) 運営委員会での確認に基づき、議長から市長等に対し出席要求する。
- (4) 必要に応じて、会議中に入退室することは妨げない。

3 その他

- (1) 飛沫感染防止のため、議長席及び演壇にアクリル板を設置する。
- (2) 会議中においても、議場及び傍聴席出入口の扉、並びに議場壁面の窓を開放し、換気を行う。
- (3) 速記者は、報道関係者席において速記を行う。

参考 関係例規

●定足数

地方自治法第113条

普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第百十七条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

●当局への出席要求

地方自治法第121条

普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

横浜市会会議規則第42条

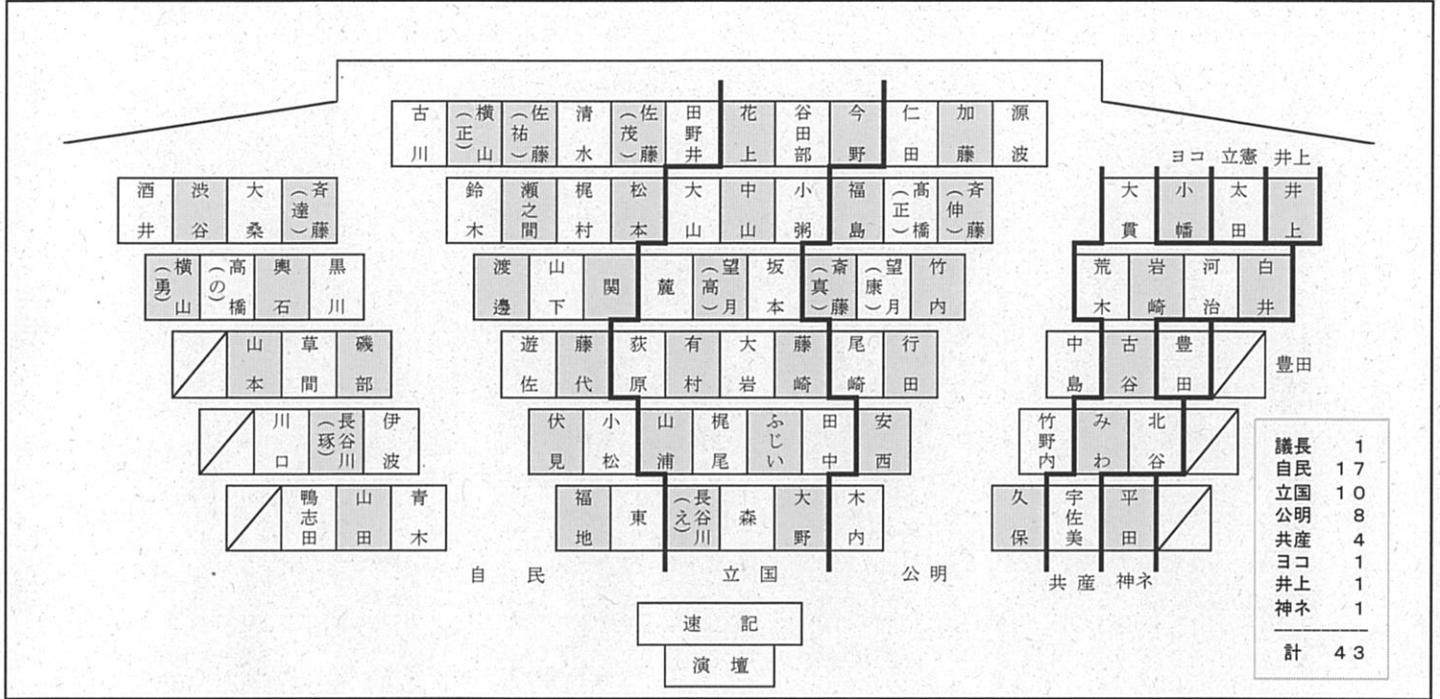
地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第121条の規定により市長等が説明のため、市会に出席する者を委任または嘱託したときは、すみやかに、議長に通知しなければならない。

2 議長は、前項の者に対し、出席者をあらかじめ要求することができる。

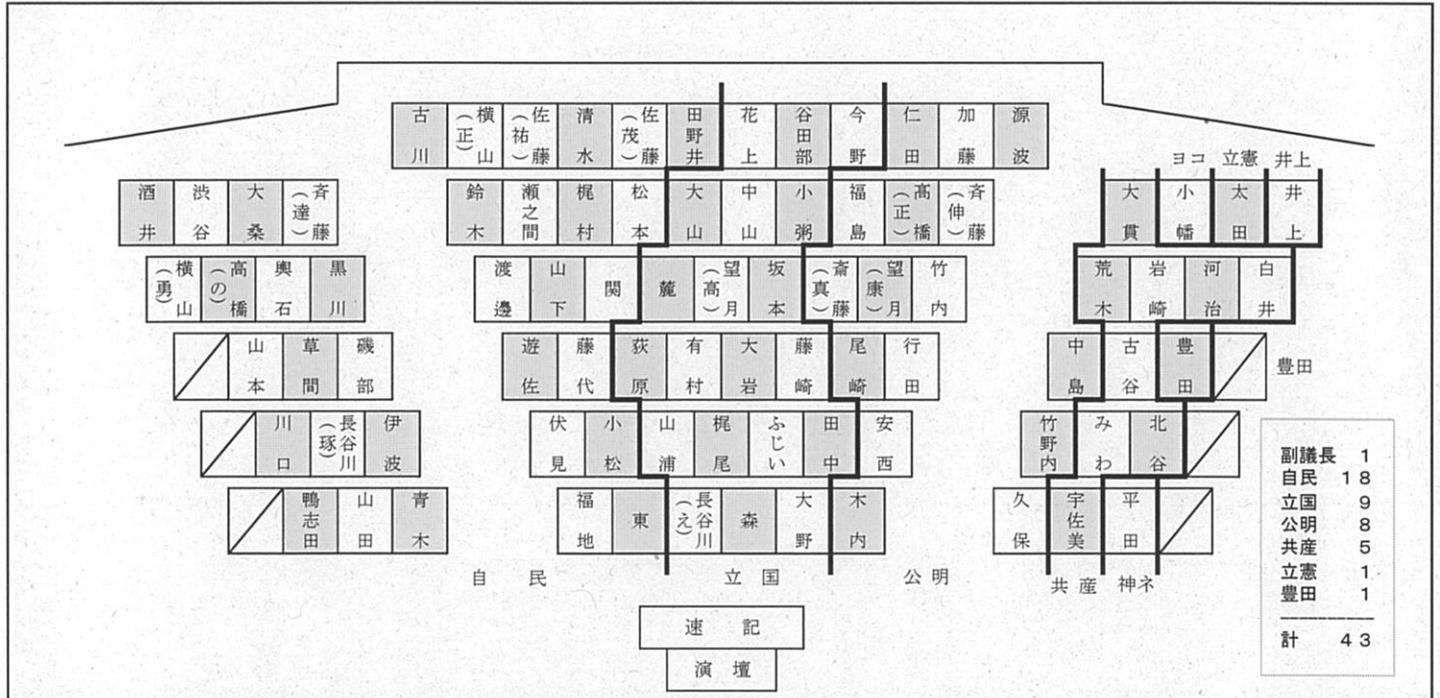
出席者のグループ分け

※網掛けが出席者

Aグループ



Bグループ



令和2年5月12日 本会議の出席パターン

前半（会期の決定後～昼休憩）：Aグループ
 後半（昼休憩再開後～散会）：Bグループ

※開会から会期の決定までの間は、A・B両グループとも出席
 ※会期の決定後、議長から出席議員についての発言があった後、Bグループ退席
 （Bグループのうち、定足数確保のため出席する議員等は除く）

(案)

市会説明員の出席者（令和2年5月12日）

※網掛けが出席者

| 説明員 | | 代理者 | |
|------------------------|---------|---------------------------|---------|
| 市長 | 林 文 子 | | |
| 教育長 | 鯉 洵 信 也 | | |
| 選挙管理委員会委員長 | 吉 原 訓 | | |
| 人事委員会委員長 | 水 地 啓 子 | | |
| 代表監査委員 | 藤 野 次 雄 | | |
| 副市長 | 平 原 敏 英 | | |
| 副市長 | 小 林 一 美 | | |
| 副市長 | 城 博 俊 | | |
| 副市長 | 林 琢 己 | | |
| 技 術 監 都市整備局長(兼) | 小 池 政 則 | | |
| 危機管理監 | 高 坂 哲 也 | | |
| 温暖化対策 統括本部 局長 | 薬師寺 えり子 | 温暖化対策統括本部副部長 企画調整部長(兼) | 奥 野 修 平 |
| 政策局長 | 伊地知 英 弘 | 政策局副局長 総務部長(兼) | 小 松 伸 一 |
| 政 策 部 局 長 政 務 部 局 長 | 堀 口 和 美 | | |
| 総務局長 | 池 戸 淳 子 | 総務局副局長 総務部長(兼) | 小 林 英 二 |
| 総務局副局長 総務部長(兼) | 小 林 英 二 | | |
| 総 務 課 局 長 | 田 中 敦 | | |
| 財政局長 | 横 山 日出夫 | 財政局副局長 総務部長(兼) | 近 野 真 一 |
| 財 政 部 局 長 | 松 浦 淳 | | |
| 国際局長 | 赤 岡 謙 | 国際局副局長 国際政策部長(兼) | 三 枝 忠 裕 |

| | | | |
|------------------|--------|-----------------------|--------|
| 市民局長 | 石内 亮 | 市民局副局長 総務部長(兼) | 青木 幸雄 |
| 文化観光局長 | 神部 浩 | 文化観光局副局長 総務部長(兼) | 中島 隆雄 |
| 経済局長 | 星崎 雅代 | 経済局副局長 政策調整部長(兼) | 名倉 直 |
| こども青少年局長 | 齋藤 聖 | こども青少年局副局長 総務部長(兼) | 本田 和彦 |
| 健康福祉局長 | 田中 博章 | 健康福祉局副局長 総務部長(兼) | 比嘉 規之 |
| 医療局長 | 修理 淳 | 医療局副局長 医療政策部長(兼) | 戸倉 隆一 |
| 病院経営本部長 | 平原 史樹 | 病院経営副本部長 | 修理 淳 |
| 環境創造局長 | 小林 正幸 | 環境創造局副局長 総務部長(兼) | 伊藤 友道 |
| 資源循環局長 | 金澤 貞幸 | 資源循環局副局長 総務部長(兼) | 河井 一広 |
| 建築局長 | 黒田 浩 | 建築局副局長 総務部長(兼) | 中川 理夫 |
| 都市整備局長(兼) 技監 | 小池 政則 | 都市整備局副局長 総務部長(兼) | 豊 基信 |
| 道路局長 | 乾 晋 | 道路局副局長 総務部長(兼) | 関 森雅之 |
| 港湾局長 | 中野 裕也 | 港湾局副局長 政策調整部長(兼) | 佐々田 賢一 |
| 消防局長 | 松原 正之 | 消防局副局長 総務部長(兼) | 平中 隆 |
| 水道局長 | 大久保 智子 | 水道局副局長 総務部長(兼) | 池尻 恵子 |
| 交通局長 | 三村庄 一 | 総務部長 | 瀧澤 一也 |
| 教育次長 | 小椋 歩 | | |
| 選挙管理委員会事務局長 | 佐竹 広則 | 選挙部長 | 橋本 幹雄 |
| 人事委員会事務局長 | 阿部 昭一 | 調査任用部長 | 南 有里 |
| 監査事務局長 | 栗谷 静哉 | 監査部長 | 野坂 高志 |
| 会計管理者 会計室長(兼) | 相原 誠 | 会計業務改善 担当部長 | 原 巧 |
| 議会局長 | 屋代 英明 | 議会局副局長 市会事務部長(兼) | 江南 真人 |